

令和2年3月17日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は法律により地方の時価によって厚生労働大臣が定めるとされています。

この度、本年4月1日より、厚生労働大臣が定める現物給与の価額が一部改正されることになりましたのでお知らせいたします。同日以降に適用される資格取得届・月額変更届等の現物によるものの額につきましては、別表の「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」に基づき算出のうえ、届出いただきますようお願いいたします。

なお、現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<注意事項>

食事で支払われる報酬等については、現物給与に相当するもののうち、告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとされます。

ご不明な点がございましたら、業務課までお問い合わせください。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

令和2年4月1日適用

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	
1 北海道	20,700	690	170	240	280	1,000	時価
2 青森県	20,100	670	170	230	270	940	時価
3 岩手県	20,100	670	170	230	270	1,030	時価
4 宮城県	20,100	670	170	230	270	1,380	時価
5 秋田県	20,100	670	170	230	270	1,010	時価
6 山形県	20,700	690	170	240	280	1,180	時価
7 福島県	20,700	690	170	240	280	1,070	時価
8 茨城県	20,400	680	170	240	270	1,270	時価
9 栃木県	20,400	680	170	240	270	1,310	時価
10 群馬県	20,400	680	170	240	270	1,170	時価
11 埼玉県	20,700	690	170	240	280	1,750	時価
12 千葉県	21,000	700	180	250	270	1,700	時価
13 東京都	21,300	710	180	250	280	2,590	時価
14 神奈川県	21,000	700	180	250	270	2,070	時価
15 新潟県	20,700	690	170	240	280	1,280	時価
16 富山県	21,000	700	180	250	270	1,200	時価
17 石川県	21,300	710	180	250	280	1,250	時価
18 福井県	21,300	710	180	250	280	1,160	時価
19 山梨県	20,700	690	170	240	280	1,230	時価
20 長野県	19,500	650	160	230	260	1,150	時価
21 岐阜県	20,100	670	170	230	270	1,180	時価
22 静岡県	20,400	680	170	240	270	1,410	時価
23 愛知県	20,100	670	170	230	270	1,470	時価
24 三重県	21,000	700	180	250	270	1,200	時価
25 滋賀県	20,700	690	170	240	280	1,360	時価
26 京都府	20,700	690	170	240	280	1,670	時価
27 大阪府	20,400	680	170	240	270	1,620	時価
28 兵庫県	20,700	690	170	240	280	1,460	時価
29 奈良県	19,800	660	170	230	260	1,170	時価
30 和歌山県	20,700	690	170	240	280	1,080	時価
31 鳥取県	21,000	700	180	250	270	1,110	時価
32 島根県	21,000	700	180	250	270	1,030	時価
33 岡山県	20,700	690	170	240	280	1,270	時価
34 広島県	21,000	700	180	250	270	1,320	時価
35 山口県	20,700	690	170	240	280	1,040	時価
36 徳島県	20,700	690	170	240	280	1,100	時価
37 香川県	20,400	680	170	240	270	1,130	時価
38 愛媛県	20,700	690	170	240	280	1,080	時価
39 高知県	21,300	710	180	250	280	1,050	時価
40 福岡県	19,500	650	160	230	260	1,310	時価
41 佐賀県	20,400	680	170	240	270	1,080	時価
42 長崎県	20,400	680	170	240	270	1,070	時価
43 熊本県	21,000	700	180	250	270	1,120	時価
44 大分県	20,400	680	170	240	270	1,080	時価
45 宮崎県	19,800	660	170	230	260	1,030	時価
46 鹿児島県	20,400	680	170	240	270	1,040	時価
47 沖縄県	21,300	710	180	250	280	1,110	時価

※ は令和2年4月1日の改正箇所です。